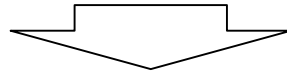


## 資料 2

### 子ども・子育て支援新制度について

#### ■現状と課題

- 急速な少子化の進行（平成 23 年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約 9 割が結婚意志を持っており、希望子ども数も 2 人以上
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ  
（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足
- M 字カーブ（30 歳代で低い女性の労働率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



<b>新制度の 目指す ところ</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供</li><li>○保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善<ul style="list-style-type: none"><li>・待機児童の解消</li><li>・地域の保育を支援</li><li>・教育・保育の質的改善</li></ul></li><li>○地域の子ども・子育て支援の充実</li></ul>
-----------------------------	---

#### ■基本的な考え方

##### ○趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的な推進

##### ○基本的な方向性

#### (1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

※ 小規模保育等は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

#### (2) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づける
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進する
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）とする

(3)地域の实情に応じたこども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域こども・子育て支援事業」）

○幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

(1)市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

(2)社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要）

(3)政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府にこども・子育て本部を設置）

(4)こども・子育て会議の設置

- ・国は、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与するため、こども・子育て会議を設置し、第1回目は平成25年4月26日に開催
- ・市町村においても同様の合議制機関を設置するよう努めるものとする

資料 2

■給付・事業

○子ども・子育て支援給付

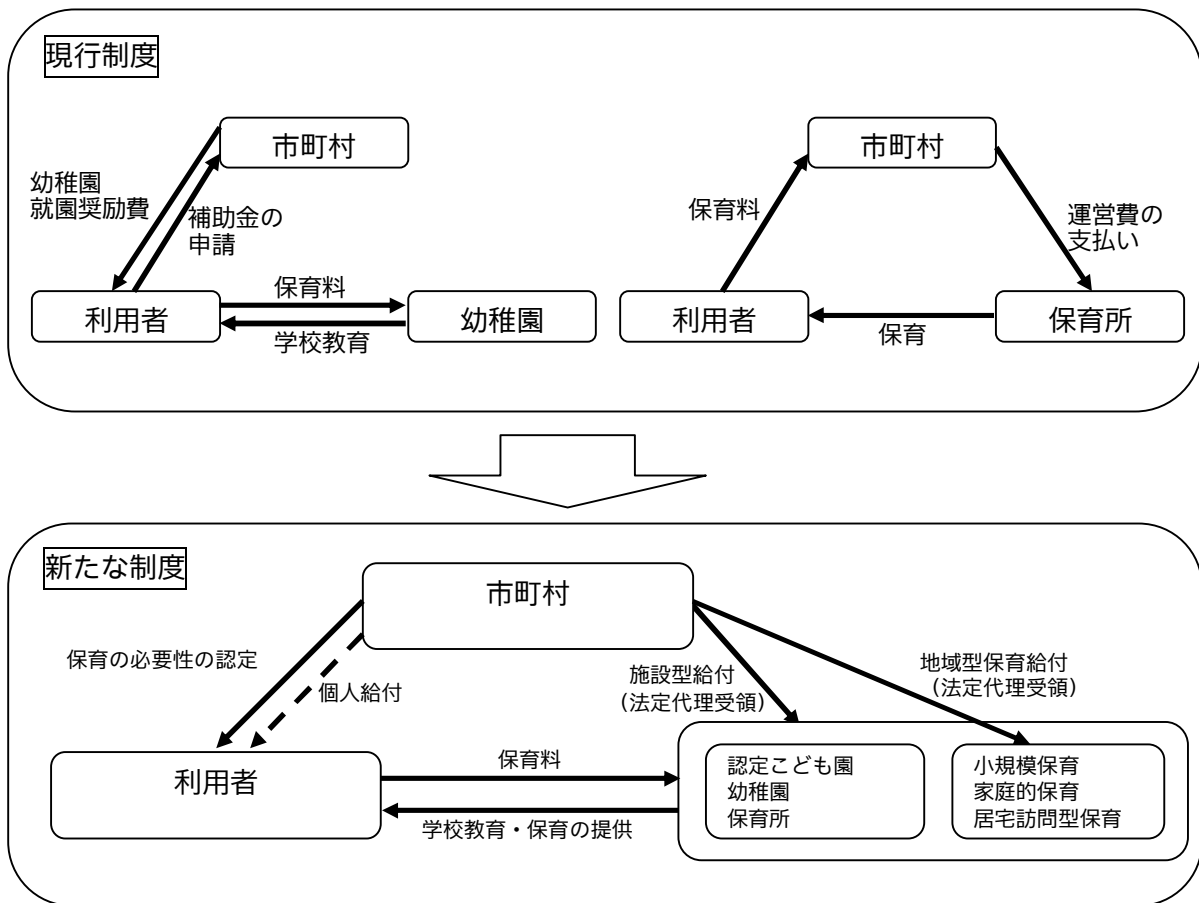
保護者に対する個人給付を基礎とするが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

(1)施設型給付…認定こども園、幼稚園、保育所

(2)地域型保育給付…小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等

※法定代理受領方式

市町村が保護者の代理として教育・保育に係る費用を施設に支払いを行うことができる制度。そのため、利用者は本来の利用者負担額分のみを施設に支払えばよく、利用者の負担が少なくなる。



○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、要保護児童等支援事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診 等